

明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

—その世界遺産登録の意義と今後の課題—

日本国政府 内閣官房
本中 眞

はじめに

この小論は、2016年10月16日に台湾の新北市立黄金博物館の主催で開催されたシンポジウムにおいて、筆者が行った「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録の意義と課題に関する口頭での報告を文書として取りまとめたものである。

1、明治日本の産業革命遺産の世界遺産登録

最初に、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産推薦に向けて、日本政府内に設置された産業遺産の世界遺産を担当する部局について紹介したい。

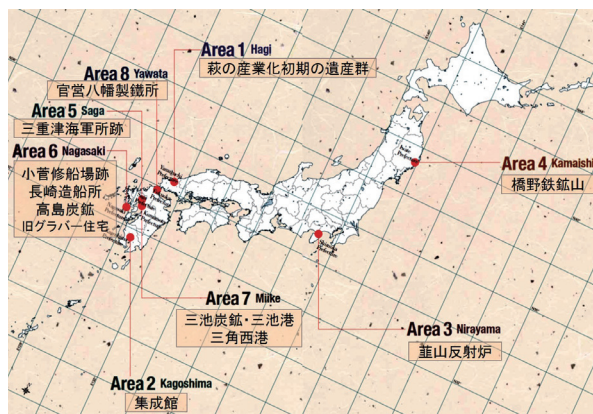
内閣官房は日本政府内に設置された内閣総理大臣に直属の行政機関で、他の省庁が関わるプロジェクトを横断的に調整し、統一的に進行させる役割を担っている。産業遺産の世界遺産登録のプロジェクトには、文化遺産の全般的な保護を担当する文化庁のみならず、良好な産業景観の維持・向上を担当する国土交通省など、複数の行政機関間での調整が必要となった。そのため、2012年に内閣官房に産業遺産の世界遺産登録推進室が設置され、「明治日本の産

業革命遺産」の世界遺産推薦のプロジェクトを担当することになった。

2015年7月8日に世界文化遺産として登録された後、上記の推進室は主として「明治日本の産業遺産」の保全措置について所掌し、特に登録時にユネスコ世界遺産委員会の決議に付議された8つの勧告に応え、2017年12月1日までに提出するよう求められた保全状況報告書の作成及びそのための調整作業に当たっている。

2、シリアル・プロパティ— 8つのエリアと23の構成資産—

世界遺産「明治日本の産業革命遺産」は、日本列島の8つのエリアに広がり、全体で23の構成資産から成り立っている。このような複数の構成資産から成る資産は、『世界遺産条約履行のための作業指針』の第137～139項の規定により「シリアル・プロパティ」（連続性のある資産）と呼ばれている。図1は、「明治日本の産業革命遺産」のエリア及び構成資産の位置図である。西端の九州（きゅうしゅう）地方を中心として、富士山（ふじさん）が位置する本州中央部の静



【図1】8つのエリアと23の構成資産の位置図

岡山（しずおかけん）、本州北部の釜石市（かまいし）にも及んでおり、分布範囲がかなり広いことがわかる。

8つのエリアに区分された23の構成資産の一覧は、表1に示すとおりである。1番の萩（はぎ）エリアに5つ、2番の鹿児島（かごしま）エリアに3つ、6番の長崎（ながさき）エリアに8つ、7番の三（み）池（いけ）

エリアに2つ、8番の八幡（やはた）エリアに2つの構成資産が各々含まれている。

3、世界遺産としての顕著な普遍的価値

「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産としてのコンセプトには、2つの柱がある。それは、第1に、1850年頃から1910年までの間に、西洋技術の導入により日本が急速に産業国家に成長を遂げたプロセスを表し、アジア諸国に影響を与えたということである。第2に、非西洋国家で初めて産業化に成功したことを表す顕著な技術の集合体の事例だということである。重要なことは、23の構成資産のひとつひとつではなく、すべてが2つの柱から成る一体の顕著な普遍的価値を表しているということであり、それが本資産の「シリアル・プロパティ」としての特質だと言ってよい。世界遺産委員会は、資産の登録に際して「顕著な普遍的価値の言明」を採択する。「明治日本の産業革命遺産」

【表1】8つのエリアと23の構成資産の一

エリア		構成資産	
1	萩	1	萩反射炉
		2	恵美須ヶ鼻造船所跡
		3	大板山たたら製鉄遺跡
		4	萩城下町
		5	松下村塾
2	鹿児島	6	旧集成館
		7	寺山炭窯跡
		8	関吉の疎水溝
3	萐山	9	萐山反射炉
4	釜石	10	橋野鉄鉱山
5	佐賀	11	三重津海軍所跡
6	長崎	12	小菅修船場跡
		13	三菱長崎造船所 第三船渠
		14	三菱長崎造船所 ジャイアント・カンチレバークレーン
		15	三菱長崎造船所 旧木型場
		16	三菱長崎造船所 占勝閣
		17	高島炭坑
		18	端島炭坑
		19	旧グラバー住宅
7	三池	20	三池炭鉱・三池港
		21	三角西港
8	八幡	22	官営八幡製鐵所
		23	遠賀川水源ポンプ室

の「顕著な普遍的価値の言明」の冒頭部分の日本語訳は、以下のとおりである。ここには、先述の2つの柱をさらに細かく4つの点に分け、価値が記されている。

第39回世界遺産委員会決議(39COM 8B.14) 〈仮訳〉

- 世界遺産委員会は、
- 1、文書 WHC-15/39.COM/8B 及び WHC-15/39.COM/INF.8B1 を審査し、
 - 2、「明治日本の産業革命遺産:製鉄・製鋼、造船、石炭産業」・日本を評価基準の(ii)及び(iv)に基づき世界遺産一覧表に記載し、
 - 3、以下の顕著な普遍的価値の言明を採択する。

資産の概要

本産業遺産群は、主に日本の南西部に位置する九州・山口地域に分布し、産業化が初めて西洋から非西洋に波及し成就したことを顕している。19世紀半ばから20世紀の初頭にかけて、日本は特に防衛面の要請に応えるため、製鉄・製鋼、造船、石炭産業を基盤に急速な産業化を成し遂げた。シリアル構成資産は、1850年代から1910年にかけてのわずかに50年余りという短期間に達成された急速な産業化の3つの段階を顕している。

第一段階は1850年代から1860年代にかけて、明治に入る前、徳川将軍家の統治が終焉を迎える幕末、鎖国の中での製鉄及び造船の試行錯誤の挑戦に始まる。国の防衛力、特に、諸外国の脅威に対抗する海防力を高めるために、藩士・代官たちの産業化への挑戦は、伝統的な手工業の技で、主に西洋の技術本からの二次的知識と洋式船の模倣より始まった。この挑戦はほぼ失敗に終

わった。しかしながら、この取り組みにより、日本は江戸時代の鎖国から大きく一步を踏みだし、明治維新へと向かう。

1860年代からの第二段階においては、西洋の科学技術が導入され、技術の運用のために専門家が招かれ、専門知識の習得を行った。その動きは明治新政府の誕生により加速された。明治の後期(1890年~1910年)にあたる第三段階においては、国内に専門知識を有した人材が育ち、積極的に導入した西洋の科学技術を、国内需要や社会的伝統に適合するように現場で改善・改良を加え、日本の流儀で産業化を成就した。地元の技術者や管理者の監督する中で、国内需要に応じて地元の原材料を活用しつつ、西洋技術の導入が行われた。

23の構成資産は8県11市に立地している。8県のうち6県は、日本の南西部に、1県は本州の中部、1県は本州の北部に位置する。遺産群は全体として、日本が西洋技術の導入において国内ニーズに応じて改良を加えた革新的アプローチにより、日本を幕藩体制の社会より主要な産業社会へと変貌させ、東アジアのさらに広い発展へ大きな影響をあたえた質的变化の道程を顕著に顕している。

1910年以降、多くの構成資産は、本格的な複合的産業施設に発展をした。現在も、一部、現役の産業設備として操業しているものもあり、また、現役の産業設備の一部を構成しているものもある。

評価基準(ii):

「明治日本の産業革命遺産」は、19世紀の半ば、封建社会の日本が、欧米からの技術移転を模索し、西洋技術に移転する過程において、具体的な国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ね、20世紀初めには世界有数の産業国家に変貌を遂げた道程を顕している。本遺産群は、産業のアイデア、ノウハウ、設備機器のたぐい希な東西文化の交流が、極めて短期間のうちに、重工業分野において嘗てない自力の産業発展を遂げることで、東アジアに深大な影響を与えた。

評価基準 (iv) :

「明治日本の産業革命遺産」は、製鉄・製鋼、造船、石炭産業など、基幹産業における技術の集合体として、非西洋諸国において初めて産業化に成功した、世界史上類例のない、日本の達成を証言している。西洋の産業の価値観へのアジアの文化的対応としても、産業遺産群の傑出した技術の集合体であり、西洋技術の国内における改善や応用を基礎として急速かつ独特の日本の産業化を顕している。

(以下、完全性、真実性、保全管理に関する要求の項目については省略する。)

価値の第1は、23の構成資産群が一体として、西洋から東洋の国家に初めて産業化の伝播が成功したことを示しているということである。

価値の第2は、一連の構成資産が1850年代から1910年までの約50年の短期間で、急速な産業化が達成された「3つの段階」を反映しているということである。「3つの段階」のうち、第1段階は1850年代から1860年代前半に当たり、本や図面などから知識を得

て、西洋の事例を模倣することにより、伝統的な技術と組み合わせて産業化を進めた時期である。これらの試みはすべて失敗に終わったことが判明しているが、後代の産業化の成功をもたらす重要な伏線となった。続く第2段階は産業化が加速した1860年代以降に当たり、西洋技術やそれを実践するための専門知識を導入した時期である。さらに第3段階は1890年から1910年までで、西洋技術を積極的に改良し、日本のニーズや社会の伝統に適合させることにより本格的な産業化を達成した時期である。

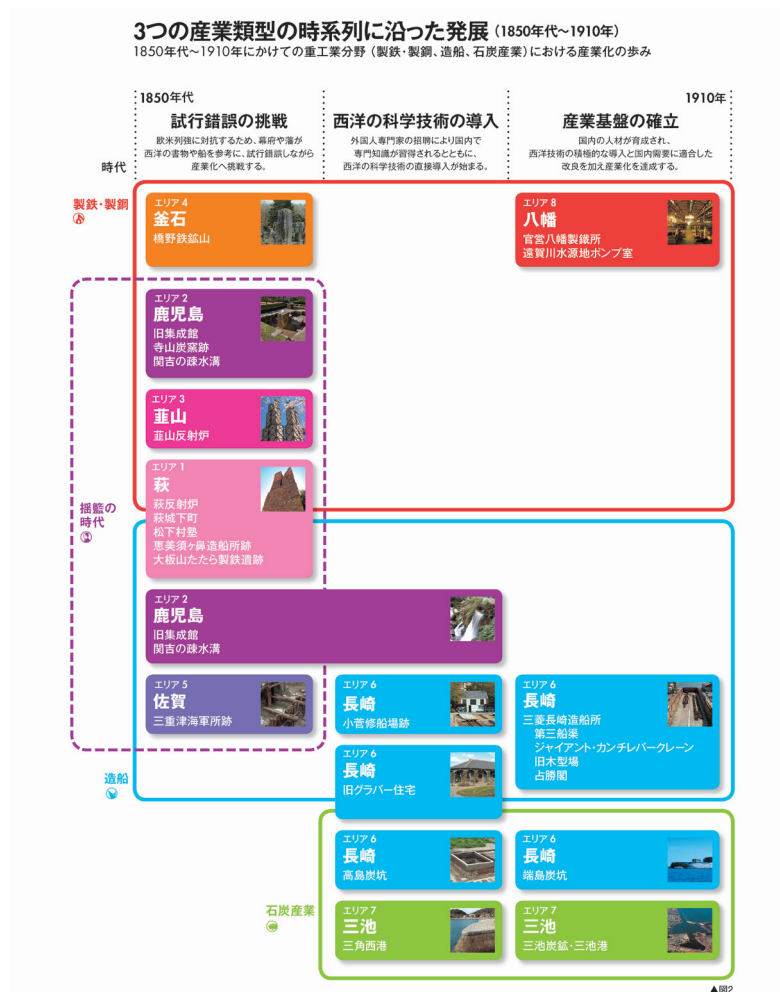
価値の第3は、前近代社会から西洋技術の革新的な導入の道へと移行する日本の近代化の道筋を顕著に表しており、東アジアの発展にも反映したということである。

そして価値の第4は、1910年以降、8つのエリアがそれぞれ産業集合体として十分な成長を遂げ、そのうちのいくつかは今なお稼働しているということである。

以上に述べたように、資産は約50年に及び、「3つの段階」に区分できる。また、資産の名称のサブタイトルにもあるように、日本の産業化は「製鉄・製鋼」、「造船」、「石炭産業」の3つの分野が中心となって進んだ。図2は、23の構成資産のひとつひとつが、「3つの段階」と「3つの産業分野」のどこに属するのかを示したものである。

4、推薦に向けて新たに構築した保全のための仕組み

「明治日本の産業革命遺産」の23の構成資産の中には、企業が所有し、今もなお産業活動を続けてい

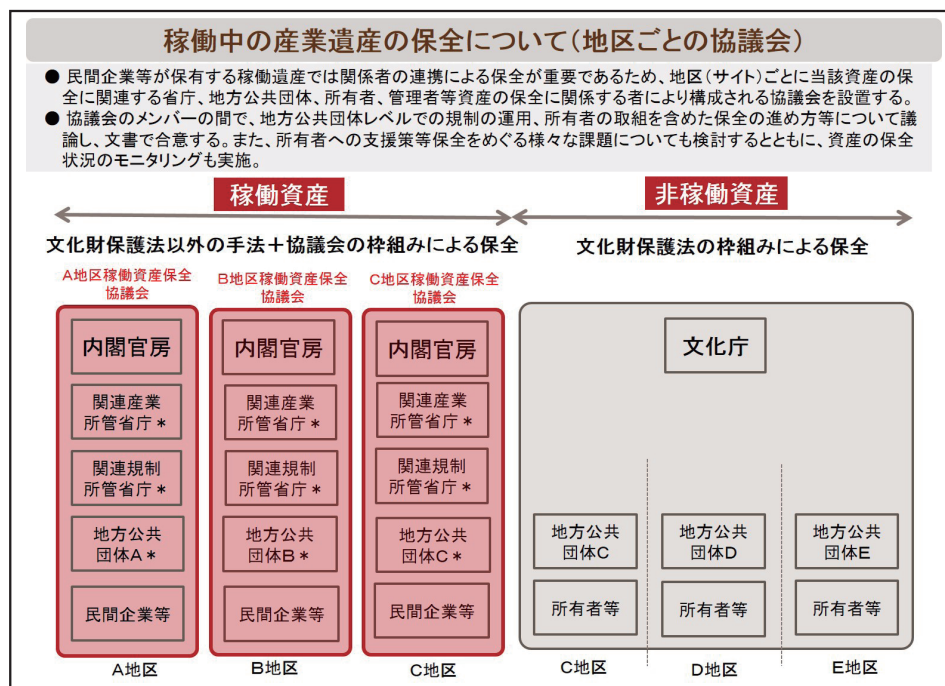


【図2】「3つの段階」と「3つの産業分野」

る製鉄所や造船所などが存在し、必ずしも文化財として指定することが適当ではないと考えられた。文化財保護法の下に、それらを動態として保存する考え方や手法が全くなかったわけではない。しかし、製鉄所や造船所における産業活動はあまりにもダイナミックで、遺産の価値を継承する上で操業そのものが持つ価値を正確に評価することが必要であった。産業遺産の場合には、遺産の形態、遺産を構成する材料・材質を継承する視点のみならず、遺産が持つ機能の維持も重要な評価の視点だということであった。そのため、形態

・材料・材質の厳密な継承に力点を置いてきた文化財保護法ではなく、それ以外の景観法や港湾法などにより、世界遺産としての価値の保護措置をとることが適当だとの判断に達したわけである。

図3は、稼働を停止した構成資産と今もなお活発に稼働している構成資産のそれぞれについて、主たる保護措置としての法律及び所管省庁の区分を示したものである。この図の右半部は、稼働を停止した構成資産の保全には文化財の所管省庁である文化



非稼働資産

文化財保護法の枠組みによる保全

文化庁

地方公共団体C

所有者等

地方公共団体D

所有者等

地方公共団体E

所有者等

C地区

D地区

E地区

【図3】構成資産の法的保護状況と所管省庁の区分

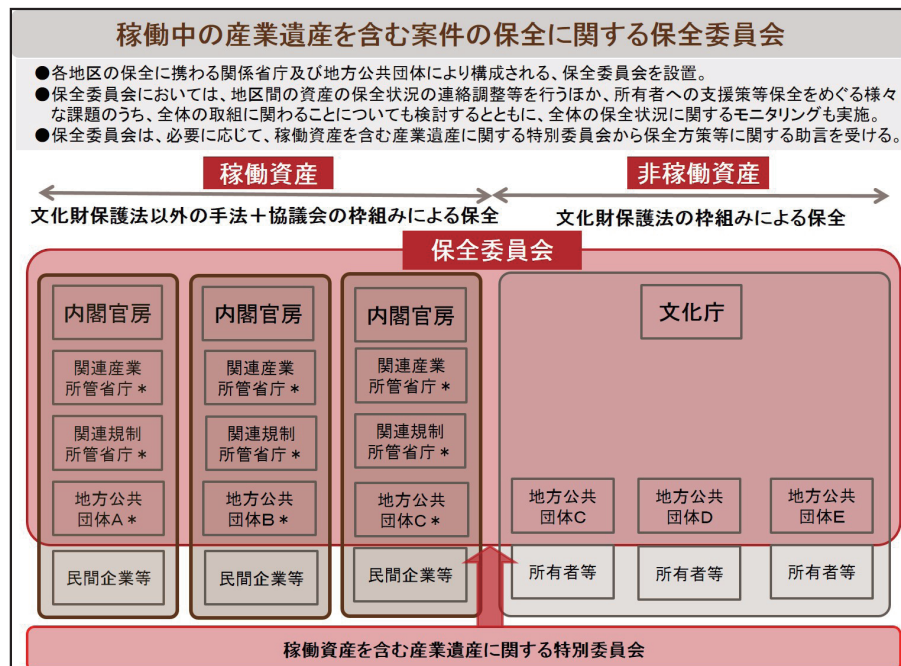
庁が担当することを示している。それに対し、左半部は、今なお稼働している構成資産の保全には、各エリアに地区別協議会を設け、合議に基づく意思決定を行うとともに、関連省庁の協力・合意を得ながら、内閣官房が種々の調整を行うことを示している。

図4に示すとおり、稼働中の産業遺産と、稼働を停止し遺跡となった文化財としての産業遺産を一体的に保全するため、関係の法律を所管する省庁と各地方公共団体の合意形成及び意思決定の場として、内閣官房の主催に下に「保全委員会」を設置している。「保全委員会」では、専門家などから成る「有識者会議」の助言を受けて、「明治日本の産業革命遺産」の保全に関するさまざまな事項を決定することとしている。

5、世界遺産委員会が世界遺産一覧表への登録決議に付議した8つの勧告

世界遺産登録に際し、ユネスコ世界遺産委員会は、以下に示すとおり日本に対して a) から h) までの8つの勧告付議し、2017年12月1日までに進捗状況をまとめた保全状況報告書を世界遺産センターに提出するよう要請した。

まず、勧告 a) は「軍艦島(ぐんかんじま)」と呼ばれている端島炭坑(はしまんこう)の保全措置に係る計画及び実施計画を策定すること、勧告 b) はその他の22の構成資産に対して同様の措置を策定することであった。ユネスコは、各構成資産の修復・公開活用の方針性を定め、それを着実に実施していくための



【図4】 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」における合意形成の枠組み

事業実施スケジュールを策定するよう求めたわけである。

勧告 c) では、各構成資産の受け入れ可能な来訪者の上限数を定めること、勧告 d) では、保全管理の新システムのモニタリングを行うこと、勧告 e) では、各構成資産の劣化に関するモニタリングを行うこと、勧告 f) では、関係する組織や人々の能力向上に関わる計画を策定すること、をそれぞれ求めている。

4.（世界遺産委員会は、）締約国が以下のことを検討するよう勧告する。

a) 端島炭鉱の詳細な保全措置に係る計画を優先的に策定すること。

b) 推薦資産（の全体）及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置の計画及び実施計画を策定すること。

c) 資産に対して危機をもたらす可能性の高い潜在的な負の影響を軽減するため、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数を定めること。

d) 推薦資産（の全体）及びその構成資産の管理保全のための新たな協力体制に基づく枠組みの有効性について、年次ごとにモニタリングを行うこと。

e) 管理保全計画の実施状況及び地区別保全協議会での協議事項・決議事項の実施状況について、1年ごとのモニタリングを行うこと。

f) 各構成資産の日々の管理に責任を持つあらゆるスタッフ及び関係者が、能力を培い推薦資産の日常の保全、管理、理解増進について一貫したアプローチを講じられるよう、人材育成計画を策定し、実施すること。

g) 推薦資産のプレゼンテーションのための

インタープリテーション（展示）戦略を策定し、各構成資産がいかに顕著な普遍的価値に貢献し、産業化の1または2以上の段階を反映しているかを特に強調すること。また、各サイトの歴史全体についても理解できるインタープリテーション（展示）戦略とすること。

h) 集成館及び三重津海軍所跡における道路建設計画、三池港における新たな係留施設に関するあらゆる開発計画及び来訪者施設の増設・新設に関する提案について、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に従って、審議のため世界遺産委員会に提出すること。

5. 2018年の第42回世界遺産委員会での審議のため、2017年12月1日までに上記に関する進捗状況の報告を世界遺産センターに提出するよう、締約国に要請する。

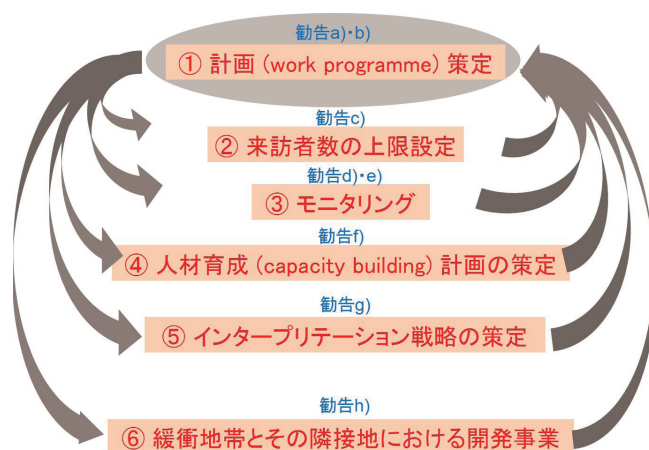
また、g) では、説明・展示を含め、広く来訪者に対するインタープリテーションを効果的に行うために戦略を策定するよう求めている。さらに、資産がカバーする「3つの段階」のみならず、その後の時代も含め、資産の歴史全体が理解できるような説明展示の戦略を策定するよう求めている。特に、韓国政府からの強い要請に基づき、日本政府は登録の決議に当たり、

「1940年代にいくつかのサイトにおいて、意思に反して連れて来られ、厳しい環境のもとで働かされた多くの朝鮮半島出身者等がいたこと、また、第二次世界大戦中に日本政府としても徴用政策を実施していたことについて理解できるような措置を講じる所存である」ことを約束し、「インフォメーションセンターの設置など、犠牲者を記憶にとどめるために適切な措置を説明戦略に盛り込む所存である」旨を発言した。

最後の勧告 h) では、緩衝地帯とその隣地において予定されているいくつかの開発計画等について、悪影響が発生しないかどうかを把握するため、事前に報告書を提出するよう求めている。

これらの勧告にはかなり厳しい内容が含まれているが、日本政府は決議の5番に記されたとおり、2017年12月1日までに進捗状況を示した保全状況報告書を提出するべく、現在、関係者との協働の下に鋭意、準備作業を進めているところである。

図5は、8つの勧告の相互関係を示した図である。勧告は、まず a) 及び b) において各構成資産の事業実施スケジュールを含む計画策定を求め、c) 以下において順次共通の課題に対する対策・戦略・計画の策定をそれぞれ求める構造となっている。そのた



【図5】 8つの勧告の相互関係



【図6】端島炭坑の外観

【図7】端島炭坑の護岸と採炭に係る煉瓦造建造物の壁体

め、a) 及び b) を中心に据え、c) 以下の共通の対策・戦略・計画と a)・b) の計画との相互の反映・調整を適切に行い、勧告の全体が一体性を保つようまとめる視点が重要だと考えている。

6、いくつかの構成資産の現状

(1) 端島炭坑

端島炭坑(長崎県長崎市所在)は、外観が軍艦に似ていることから「軍艦島」と呼ばれている。図6に示すように、劣化した大規模なコンクリート造の集合住宅施設の廃墟が特徴的である。ここでは、「ある一定の幅で「軍艦」を彷彿する廃墟の風景をどのようにして伝えるのか」ということが重要なポイントとなっている。

端島炭坑(はしまんこう)では、2016年から「優先順位」を決めて修復・公開活用の施策を行う方向で計画策定を行った。まずは「島の形をまもる」ことに優先度を高く置く必要があり、冬季や台風時に受け

る激しい波浪の影響を回避し、島の形が失われてしまわないよう護岸を確実に維持しなければならないということである。第2には、世界遺産としての顕著な普遍的価値に貢献する20世紀初頭までの炭坑関係の遺構を確実に維持することである。建築物の遺構の中には、図7のようにたった1枚のレンガ積み壁がようやく立っているような状態で残されているものも存在する。そして第3には、「軍艦のような外観を風景として伝える」ということである。このような独特の外観を形成している主たる要素は、先述のとおり第二次世界大戦前から1974年の閉山に至る過程で建設された一群のコンクリート造集合住宅建築である。これらの遺構は、建造時期から世界遺産の顕著な普遍的価値に貢献する要素ではないが、軍艦のような島の独特の外観を形成するうえで大きな役割を果たしており、段階的に修復・強化等の保全措置を講ずることとしている。

端島炭坑へは、長崎港から船で約1時間を要す



【図8】 韮山反射炉 (ボランティアガイドによる説明)



【図9】 三重津海軍所跡 (発掘調査で明らかとなった当時の船渠の地下遺構)

る。船の発着便数は限定されていることから、無制限に来訪者が来島し、島に負の影響を及ぼすことはない。途中に存在する高島炭鉱には小さな資料館があり、来訪者は端島炭坑の模型 (けい) を目の前にしながら、船の運航業務を担当している会社の職員の説明を聞くことになっている。

(2) その他の非稼働資産における取り組み

1850年代には西洋諸国の蒸気船が日本の近海に現れ、徳川幕府 (とくがわばくふ) は国防のために大砲を製造する必要性に迫られ、鉄の溶融炉 (ようゆうろ) を築造した。そのひとつが、図8の韮山反射炉 (にらやまはんしゃろ) (静岡県伊豆 (いず) の国市 (くにし) 所在) である。

韮山反射炉では、世界遺産に登録されて以降、来訪者数が以前の7倍にも増えたため、地域の人々がボランティア・ガイドを行っている。世界遺産は地域を活性化させるうえで大きく貢献しており、来訪者との触れ合いは地域の人々に活気と心の潤いをもたらしている。

三重津海軍所跡 (みえつかいぐんしょあと) (佐賀県 (さがけん) 佐賀市所在) は、19世紀後半の造船・修船施設の遺跡である。この遺跡の特徴は、①世界遺産としての価値の主たる部分がすべて地下に埋まっており、地上からは見えないこと、②葦に覆われた現在の河川及び入江の地形と調和した景観にも意義があることの2点である。図9のとおり、発掘調査で明らかとなった当時の船渠の地下遺構は伝統的な日本の木組みの工法で造られており、露出して遺構を展観できない弱みがある。また、遺跡が位置する河川敷は河畔林と葦原に縁どられ、三重津海軍所の時代の河川景観を偲ぶこともできる。これらの2点の特質を踏まえ、佐賀市は、平成27年度～28年度に、常時見ることのできない脆弱な地下の遺跡に関する情報をいかに来訪者に伝えられるか、河川の風景と一体となった遺跡の景観をどのように保持するのかに留意しつつ、修復・公開活用の計画を策定した。

現地を訪れる見学者は、隣接する資料館 (佐野常民 (さのつねたみ) 記念館) にて VR (バーチャル・リアリティ) の眼鏡を借り、眼鏡のスクリーンに映る当時の風景と現在の実際の風景とを眼鏡の中で対比させ



【図10】 三重津海軍所跡(地表面に展示された遺構の垂直写真のパネル)

ることによって、遺跡の価値を知ることができる。図10に示すように、迫力ある往時の造船の風景をドーム内にて楽しむことができる映像装置も設置されている。当時の船渠の遺構は、現在は埋められ、地下において安定した保存環境の下に維持されているため、来訪者が常時展観することはできない。そこで、図11に示すように、地下の遺跡と同じ大きさの垂直写真を地表面にパネルで展示することにより、三重津海軍所跡のどこに価値があるのかを来訪者に伝えられるよう工夫している。



【図11】 三池港(構外に設置された展望台)

(3) 稼働資産における取り組み

今も企業が操業を行い、稼働している工場などが世界遺産の構成資産として含まれていることは、「明治日本の産業革命遺産」の大きな特質である。三菱重工業(みつびしじゅうこうぎょう)の長崎造船所第三船渠では船舶の建造・修復に使われているほか、三池港では船舶の通行時に水門が開閉されており、官営八幡製鉄所(かんえいやはたせいてつしょ)の遠賀川水源地(おんががわすいげんち)ポンプ室では河川の水を現在の製鉄所に導水するためのポンプが稼働している。これらの稼働中の構成資産の機能を維持するために、各々の所有者である三菱重工業や新日本製鉄が、それぞれの企業活動の一環として、日常的な維持管理及び定期的な修復作業を行っている。それらの行為は、世界遺産推薦書に添付して提出した『明治日本の産業革命遺産 管理保全の一般方針及び戦略的枠組み』及び個々の構成資産の『管理保全計画』に定めたルールに基づき、関係者間の綿密な合意形成を踏まえて実施されている。

稼働中の構成資産は、三菱重工業や新日本製鉄などの企業側の意思により通常は公開されていない。しかし、世界遺産に登録された以上、見学に訪れる多くの人々に部分的にでも公開し、世界遺産としての価値を伝える必要がある。そこで、八幡製鉄所では時期を決めて内部の公開を行っているほか、展望所を開設して常時遠くから見学できるようにしている。三池港においても、来訪者は港の中までは入れないが、港の全景と入港する貨物船の風景を遥かに望み見ることができるよう展望台を開設している(図12)。

おわりに

最後に、私がいつも自分への戒(いまし)めも

込めて、地域の人々と話している5つの点について触れ、本報告のまとめとしたい。

第1に、持続的な価値の継承の視点である。日本国内のみならず、海外からも見学者・来訪者が増え、彼らと地域住民との間で世界文化遺産を通じた価値の共有が進むことは大切だ。しかし、その価値を食いつぶすようなことだけは決してしてはならない。来訪者数を増やすことだけを考えたり、増えるからと言って周辺に駐車場を無計画に拡大させたりしてはいけない。来訪者数の増加が文化遺産に与える物理的な負の影響を想定したうえで、それを回避できる方法を考慮すべきである。

第2に、世界遺産になったのだから、世界中から常に監視の目が向けられていることに十分留意しないといけないということである。世界遺産であるなしに関わらず、すべての文化遺産は地域の人々が守り伝えてきた大切な存在であることに間違いはない。しかし、世界遺産は地域の人々のみならず、世界中の人々にとっても大切な宝物なのであるから、私たちには世界の人々に対して、それを確実に守るという義務が生じたわけである。

第3には、課題が山積してはいても、直ちに実行できる事柄と長い時間をかけて段階的に実現していくべき事柄に明確に区分し、それぞれに作業を進めるということだ。短期間に決着できないものを放っておくのではなく、時間をかけて着実に改善していこうとする姿勢が大切である。だからこそ、計画を立案し、合意した事柄を合意した道筋に従って、着実に実現していく姿勢が重要なのである。

第4には、世界遺産のまちに住んでいる人びとを

含め、世代を超えて、国民全体が課題とその解決・改善の道筋を常に共有・確認していけるようにすることが大切である。計画を立案しても、行政機関の内部だけのものにしてはいけない。地域の人びとが主人公たり得るような事業の進め方が求められる。

第5には、世界遺産を中心として、地域のさまざまな関連の文化遺産とのつながりにも注目する必要がある。世界遺産には、歴史や文化を活かしたまちづくりをリードしていく大きな役割があるはずだからである。

「たった今、私たちはスタートラインについたばかりなのだから、これから世界遺産としての誇りをホンモノにする旅に出かけよう！」地域の行政担当者を含め、世界遺産の保存と活用に関わる人々に対して、私はいつもそのように呼びかけている。

(2017年8月24日 成稿)